

大阪府国民保護計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 国民保護法第34条第1項の規定に基づく国民保護計画を策定するため、大阪府国民保護計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事、副本部長は副知事及び危機管理監、本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第3条 策定本部に幹事会を置き、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会に幹事長を置き、総務部危機管理室長をもって充てる。

(会議)

第4条 策定本部は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第5条 庶務は、危機管理室が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表 1

出納長	知事公室長
總務部長	危機管理室長
企画調整部長	生活文化部長
健康福祉部長	病院事業局長
商工労働部長	環境農林水産部長
土木部長	建築都市部長
企業局長	水道企業管理者
教育長	警察本部長

別表 2

知事公室總務課長	財政課長
危機管理室長	危機管理課長
消防救助課長	保安対策課長
國際課長	府民活動推進課長
健康福祉總務課長	經營管理課長
商工労働總務課長	環境農林水産總務課長
土木總務課長	建築都市總務課長
企業監理課長	出納課長
契約總務課長	水道部經營企画課長
教育委員会事務局總務企画課長	警察本部警備部警備課長